

## 17 酒類の表示義務

### 表示制度の概要

酒類の容器及び包装には、酒税の検査取締上の見地から、当該酒類の品目等、所定の事項を表示することが義務付けられています(酒類業組合法 86 の 5、酒類業組合法施行令 8 の 3)。

また、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため、財務大臣は、酒類の製法、品質その他政令で定める事項の表示について必要な基準を定めることができるとされています(酒類業組合法 86 の 6、酒類業組合法施行令 8 の 4)。

目的	表示 内 容	根拠 規定
酒類の品目等の表示義務	酒税の保全 <ul style="list-style-type: none"><li>・製造者名</li><li>・製造場の所在地</li><li>・内容量</li><li>・品目</li><li>・アルコール分</li><li>・税率適用区分(発泡酒及び雑酒)</li><li>・発泡性を有する旨及び税率適用区分(その他の発泡性酒類)</li></ul>	酒類業組合法 86 の 5 酒類業組合法施行令 8 の 3
酒類の表示基準	酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため <ul style="list-style-type: none"><li>・清酒の製法品質表示基準 (平成元年国税庁告示第 8 号)</li><li>・果実酒等の製法品質表示基準 (平成 27 年国税庁告示第 18 号)</li><li>・酒類における有機の表示基準 (平成 12 年国税庁告示第 7 号)</li><li>・酒類の地理的表示に関する表示基準 (平成 27 年国税庁告示第 19 号)</li><li>・未成年者の飲酒防止に関する表示基準 (平成元年国税庁告示第 9 号)</li></ul>	酒類業組合法 86 の 6 国税庁告示(※)

※酒類の表示基準を定める権限は、財務大臣から国税庁長官に委任されている(組合法施行規則 20)。